

令和3年度 松山市任期付職員(保健師)採用試験実施要領

令和3年5月10日

松山市任期付職員(保健師)採用試験を次のとおり行います。

任期付職員(保健師)とは、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第4条の規定に基づき、一定の期間、正職員(保健師)として業務に従事する職員のことです。
勤務条件(勤務時間、休暇、服務、災害補償等)は、任期が定められていることを除き、原則として任期の定めのない職員と同じです。

1 試験区分、採用予定人数等

試験区分	採用予定人数	勤務場所	
保健師	N	4人程度	職員厚生課 (松山市二番町四丁目7番地2)
			国保・年金課 (松山市二番町四丁目7番地2)
			介護保険課 (松山市二番町四丁目7番地2)
			子ども総合相談センター事務所 (築山事務所:松山市築山町12番33号) (萱町事務所:松山市萱町六丁目30番地5) (余土事務所:松山市余戸東四丁目1番19号)

(注)採用予定人数は変更する場合があります。

2 職務内容

勤務場所	職務内容
職員厚生課	職員の健康管理に関する業務その他職員が指示する業務
国保・年金課	生活習慣病予防に関するデータ分析及び保健指導等、国民健康保険の保健事業に関する業務その他職員が指示する業務
介護保険課	介護保険に係る相談業務、訪問調査業務、介護事業所等への指導及び助言その他職員が指示する業務
子ども総合相談センター事務所	児童及び妊産婦に係る相談援助、養育支援訪問事業、児童虐待防止に係る相談援助に関する業務その他職員が指示する業務

(注)新型コロナウイルス感染症に係る職務はありません。

3 受験資格

次の(1)及び(2)の要件を全て満たす者

- 保健師の免許を有する者
- 次のアからエまでに該当しない者(地方公務員法第16条の欠格条項)
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 申込方法（人事課の所在地等は最終頁を参照）

申込方法は、インターネットによる申込みと申込書の郵送による申込みの2種類の方法があります。

原則として、インターネットによる申込みをお願いします。インターネットによる申込みができない方に限り、申込書の郵送による申込みをしてください。

<インターネットによる申込み>

事前準備	<p>(1) パソコン又はスマートフォン ○一部の機能は、PDF を閲覧できる環境が必要です。</p> <p>(2) メールアドレス ○「city.matsuyama.ehime.jp」及び「.bsmrt.biz」のドメインから送信される電子メールが受信できるように設定してください。設定方法については、各自で確認してください。</p> <p>(3) 顔写真のデータ ○申込前3箇月以内に撮影し、上半身、脱帽、正面向き、背景が無地のものが必要です。 ○顔写真のデータは縦長とし、縦横の比率は(縦)4:(横)3としてください。 ○登録可能なファイル形式は画像(JPG/JPEG)のみで、データサイズは最大3MBです。</p> <p>(4) 保健師免許証のデータ ○保健師免許証を撮影したものがが必要です。 ○登録可能なファイル形式はPDF 又は画像(GIF/JPG/JPEG)で、データサイズは最大3MBです。</p>
申込手順	<p>(1) 市ホームページから申込専用サイトに接続し、メールアドレス等を事前に登録してください。</p> <p>(2) 事前登録完了のメールを受信後、メールに記載された URL にアクセスし、マイページ内で受験者情報等を正確に入力するとともに、「顔写真のデータ」及び「保健師免許証のデータ」を添付し、本登録をしてください。</p> <p>(3) 本登録完了メールを受信し、受験申込完了となります。なお、本登録後に24時間を経過しても本登録完了メールが届かない場合は、人事課に問い合わせてください。</p>
注意事項	<p>(1) 申込受付締切直前は、サーバーが混み合うことなどにより、申込みに時間がかかる場合がありますので、可能な限り早めに申込手続を行ってください。</p> <p>(2) 申込受付期間中は、24時間いつでも申し込むことができますが、システムの保守、点検等を行う必要がある場合や重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。</p> <p>(3) 記入に不備等がある場合は、修正を求めることがあります。これにより受付期間中に申し込むことができなくなったとしても、一切、責任を負いません。</p> <p>(4) 受付期間終了後、受験票発行の案内を送信します。</p> <p>(5) 試験日の前日までに受験票を発行できない場合は、人事課に問い合わせてください。</p>

<申込書の郵送による申込み>

事前準備	<p>(1) 申込書・受験票 ○「申込書」「受験票」は、市ホームページからダウンロード・印刷ができます。印刷の際は A4 両面印刷 をしてください。また、人事課、市役所本館案内所、市民サービスセンター(フジグラン松山・いよてつ高島屋)、各支所でも入手できます。 ○「申込書」「受験票」を郵便で請求する場合は、封筒に「任期付保健師申込書請求」と朱書きし、あなたの宛先を明記した返信用封筒(角形2号サイズ・A4判の封筒に120円分の切手を貼ったもの)を同封して人事課に送付してください。</p> <p>(2) 顔写真(同じものを2枚) ○申込前3箇月以内に撮影し、上半身、脱帽、正面向き、背景が無地、縦5cm×横4.5cm程度のものが2枚必要です。</p> <p>(3) 保健師免許証の写し ○保健師免許証をA4判で印刷してください。</p> <p>(4) 返信用封筒 ○長形3号サイズの封筒に84円分の切手を貼り、あなたの宛先を明記したものがが必要です。</p>
申込手順	<p>(1) 「申込書」及び「受験票」に必要な事項を記入し、それぞれ顔写真を貼ってください。</p> <p>(2) 「申込書」、「受験票」、「保健師免許証の写し」及び「返信用封筒」を簡易書留で人事課に郵送してください。また、封筒には「任期付保健師受験」と朱書きするとともに、差出人の住所及び氏名を必ず記入してください。</p>
注意事項	<p>(1) 簡易書留の控えは、受験票が届くまで保管してください。</p> <p>(2) 試験日の前日までに受験票が届かない場合は、人事課に問い合わせてください。</p>

5 申込受付期間等

申込方法	申込受付期間	試験日時等
インターネットによる申込み	令和4年1月31日(月)24時00分まで	毎月末日 （申込書の郵送による申込みの場合は消印有効） までに申込みをした方に対し、翌月の上旬に試験日時、試験会場等を通知します。
申込書の郵送による申込み	令和4年1月31日(月)（消印有効）まで	

(注) 採用予定人数の採用者が決定次第、申込受付を終了します。

6 試験の方法

科目	内容		時間
教養試験	択一式	人文・社会、自然に関する一般知識、ならびに文章理解、数的能力、推理判断能力	30分
口述試験	主として人物についての個別面接		約20分

得点配分は、教養試験：口述試験＝1：3とする。

7 試験結果

- 試験の可否は受験者全員に通知します。また、合格者の受験番号は、松山市役所前掲示板に掲示するほか市ホームページでも公開します。可否の通知は郵便事故等により延着や不着の場合もありますので、可否は松山市役所前掲示板や市ホームページでも確認してください。なお、電話での可否の問合せにはお答えできません。
- 総合得点及び科目別得点については、不合格者のみに通知します。

8 採用予定日

この試験の合格者は、松山市任期付職員（保健師）採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載され、原則として、令和3年7月1日以後に採用されます。

なお、候補者名簿の有効期間は、令和4年4月1日までです。

(注) 受験資格がない場合や申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

9 勤務条件

(1) **任用期間** 採用日から令和5年3月31日までです。

(2) **勤務時間等** 勤務場所に応じて次のとおりです。

勤務場所	勤務時間等
職員厚生課	月曜日から金曜日までの週5日勤務で、午前8時30分から午後5時15分まで（休憩1時間を含む。）の1日7時間45分勤務です。
国保・年金課	
介護保険課	
子ども総合相談センター事務所	午前8時30分から午後5時15分まで 又は 午前9時30分から午後6時15分まで（いずれも休憩1時間を含む。）のいずれかを選択することとなりますが、月に1、2回程度は遅出勤務（午後0時15分から午後9時まで）になる場合があります。勤務日は基本的に月曜日から金曜日までですが、月に1、2回程度は土曜日又は日曜日の勤務（午前8時30分から午後5時15分まで）があります（土曜日又は日曜日に1日勤務した場合は月曜日から金曜日までのうち1日が休日となります。）。

(3) **給与等** 松山市職員給与条例等の規定に基づき、職務経験等がある場合は、一定の基準で職務経験等を換算して給料を決定します。例として、保健師としての職務経験がない場合と職務経験が5年以上ある場合のおおむねの給料は次のとおりです。なお、給料の支給日は、原則として毎月21日です。

(例)	職務経験年数	給料	諸手当
	なし	月額215,200円	通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、扶養手当、住居手当等
	5年以上	月額244,400円	

(4) **条件付採用** 採用後6箇月間は、条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職(解雇)する場合があります。

(5) **保険等** 健康保険(共済)、厚生年金保険、通勤及び公務上の災害補償

(6) **兼業** 任命権者の許可がない限り、兼業をすることはできません。

(注) 上記の勤務条件は改定されることがあります。

10 その他

(1) 指定された日時及び試験会場に集合してください。

(2) 試験当日は、受験票、HBの鉛筆数本、消しゴム及び時計を持参してください。ただし、時計は時計機能のみを有するものに限り使用を認め、通信機能やアラーム等が出る機能を有するものの使用は認めません。試験時間中は、前記以外のものは許可なく使用できず、机上にも置けません。

(3) 指定された日時及び場所で全ての科目を受験した方を受験者とし、公共交通機関の遅延等理由を問わず、1科目でも受験しなかった方は欠席者とし、

(4) この試験で提出された書類等は、原則として、返却できません。

(5) 申込書等に記載された申込者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。

(6) 受験者数や合格者数等も順次、市ホームページで公開します。

(7) 台風等の非常災害及び新型コロナウイルス感染症の状況により、やむを得ず試験日時等を変更する場合は、各申込者に通知します。

(8) その他質問等がある場合は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに人事課にお問い合わせください。

インターネット申込み

申込書と受験票の入手

はこちら



<申込み先及び問合せ先>

〒790-8571

愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

松山市総務部人事課 任用担当

TEL 089-948-6940

FAX 089-934-9205

Mail jinji@city.matsuyama.ehime.jp